

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 28 日現在

機関番号：15301
研究種目：基盤研究(C)
研究期間：2012～2014
課題番号：24530002
研究課題名(和文)子どもの権利論の基底に位置づく子ども論・子ども学

研究課題名(英文)Childhood Studies and Children's Rights

研究代表者
大江 洋(OE, Hiroshi)

岡山大学・教育学研究科(研究院)・教授

研究者番号：80308098

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、法学・社会学・社会福祉学・教育学・心理学・歴史学等の諸学問領域の研究テーマとして通底する「子どもの権利」概念を、「Childhood(子ども性・子ども期)」という視点から探求することを目的として遂行された。本研究は、2009年度～2011年度に基盤研究(C)で獲得した「現代日本社会における『教育・子育て』の社会哲学的布置」(研究代表者大江洋 研究課題番号：21530002)において明らかになった課題を続行する意図を持って遂行された。

研究成果の概要(英文)：This study aims at the re-conceptualization of the children's rights through the perspectives of Childhood Studies. Childhood Studies has various disciplines such as law, sociology, social welfare science, education, psychology, history. This study was carried out with intent to continue the previous research project "Social philosophical constellation of education, child care in modern Japanese society" which was acquired in basic research (C) in 2009 - 2011 fiscal year (research leader OE Hiroshi Research Project Number: 21530002)

研究分野：法哲学

キーワード：子どもの権利 子ども論 子ども学 Childhood Studies 子どもをめぐる規範理論

1. 研究開始当初の背景

(1) 申請者は、二十年あまりにわたり「子どもの権利」概念の法哲学的研究を通して、広く権利概念一般の解明に寄与する可能性を探究してきた。その研究のひとつの結実が、拙著『関係的権利論』(2004、勁草書房)である。ちなみに本著作によって申請者は、2005年度日本法哲学会奨励賞 および 第三回 天野和夫賞 法の基礎理論の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰 を受賞することになった。

(2) 『関係的権利論』においては、権利が持つ射程や自律と共同性の関係など、教育や子育ての社会的位置づけに関して、広い範囲(読者層)に対して一定の示唆を与えることが出来たと考える。たとえば、申請者の専攻(法哲学)を超えた学問領域において拙著の書評(日本福祉学会学会誌『社会福祉学』Vol.46-2,2005年)が掲載されたことなどである。だが、拙著の到達点は、あくまで「権利論」の枠内に焦点化されたものであった。拙論をもう一段階ステップアップするためには、教育や子育てに関する原理的な諸論点を一旦、権利の議論から離れて社会哲学として考察する必要がある。

(3) その際に、「親」「子」「国家(共同体・市民社会)」の三項関係をどう見るかという「古くて新しい」問題の検討が重要な研究視点ではないか。この問題・課題に政治哲学領域から大胆に挑戦した定評のある先行研究がA.ガットマンの単著 Democratic Education (1999, Princeton University Press 神山正弘訳『民主教育論：民主主義社会における教育と政治』、2004、同時代社)である。ガットマンは「市民はいかに教育されるべきか」というテーマの下、国家主義的教育や親の専制でも、あるいは解放主義的教育でもない、「民主主義的教育」のありようを提言する。ここでは、民主主義としての初等教育、高等教育、成人教育などの目指されるべき方向性が示される。また、エピローグにおいて多文化主義と民主主義教育との関わりなど、現代米国における諸課題との接続も意識されている。だが、『民主教育論』はやや米国の事情に特化した理論化の側面も見られ、我が国においてどこまでの当該理論の適用可能性があるか否かは更なる考察が必要である。さらに、「中立性」「平等性」「権利論」「子ども論」など、より哲学的・原理的な論点を十分に理論化しているとは必ずしも言い切れない。

(4) ガットマンの先行研究を消化しつつ、広く「教育・子育ての法哲学・社会哲学的位置づけ」を試論的に考察したものが、拙稿「教育・子育ての私事性と公共性」(井上達夫編『公共性の法哲学』所収、2006、ナカニシヤ

出版)であった。また、上記基盤研究(C)「現代日本社会における『教育・子育て』の社会哲学的布置」であった。そこでは、「誰の子ども」「中立性」「平等性」「子どもの権利論」「子ども論と法哲学・社会哲学」という柱に沿って、研究が進められた。当該研究の研究成果として、拙稿「子どもの権利を問うこと」(講座人権論の再定位2『人権の主体』所収、2010、法律文化社)がまとめられた。そこで、人権の主体として子どもを設定する時に、いかなる原理的な悩ましい問題があるのかということが論じられ、今後解明すべき課題のひとつとして、「さらなる子どもという民族の民族誌の充実化(子ども学の発展の必要性)」(p.156)が挙げられた。つまり、子どもの権利論の原理的解明にとって、「子ども論・子ども学」の検討が必要不可欠なことである。

2. 研究の目的

(1) 上記研究には一定の成果があったと言えるが、各々の柱はそれぞれが非常に大きな論点であり、ひとつずつ検討するに値するものである。特に、子どもの権利概念を本格的に検討する際には、「子どもとは何か」という基本的視点につき一定の立場を採る必要がある。法学においても、基本的な子ども観なしに子どもに対する処遇は決められないのである。「子どもは白紙で生まれる」「子どもは純真無垢な存在である」という立場・子ども観からは教化・訓育の強調が謳われるだろう。「子どもは生まれつき邪悪な存在である」という立場・子ども観からは徹底的な「性悪説」的で管理的な処遇が求められる。さらに、「子どもは自律的能力の極めて高い存在である」という立場・子ども観からは、子どもの自由・自己決定(権)を強調した処遇が主張される。また、子どもの存在とは当該所属集団・社会に徹底的に規定され、普遍的な「子ども」という存在は限りなく想定困難なものとなるのか、あるいは、何らかの程度で子ども存在は普遍的に定義可能な存在であるのかをめぐっても考え方の相違は大きい。そこから子ども処遇のありようは変わってくるものとなる。

(2) 子どもの権利論の基底に位置づく「子ども論・子ども学」の研究に関わる導入的試みとしては、すでに拙稿「子どもの権利論における人間学的基礎 子ども論・子ども学から」(『立教法学』83号所収、2011年)でその検討を開始したところである。この角度からの検討を引き続き、科研費の援助を受けながら行っていくこととした。

(3) 上記の研究目的の達成を、更に柱となる論点別に分節化して以下に述べる

子どもの権利論における子ども論である。種々の子どもの権利論を検討の俎上に載せ、

そこでの子ども論を措定していく。

領域別子ども論(歴史学、心理学、社会学、法学政治学、福祉学等)である。法学のみならず、諸学問領域においてそもそも子どもという存在がどのように捉えられてきたのかについて、整理していく。

自律 他律(構造)である。子ども論の重要な分析枠組として「自律 他律(構造)」を設定し、その検討を行う。

普遍 特殊である。子ども論の重要な分析枠組として「普遍 特殊」を設定し、その検討を行う。

リアル 言説である。子ども論の重要な分析枠組として「リアル 言説」を設定し、その検討を行う

(4) 国内においては、「子ども論」の議論は保育学や歴史学において散見される程度であり、法哲学・社会哲学分野はもとより、欧米圏においては進みつつある社会学領域での業績も少ないと言える。試論的ではあっても、主として社会科学的視点からの子ども論の分析・検討は国内的に非常に有益である。さらに、国内的現実的課題を視野に入れることで理論と実践、基礎と応用の連関が期待できる。教育・子育てをめぐる原理的問題を含んだ「悩ましい問題」への応答としての研究となることが期待できる。

3. 研究の方法

(1) 本研究目的を達成しようとするにあたり、おおよそ次のような研究計画・方法を採用する予定である。現代日本社会における多様な問題状況を視野に入れつつ、子どもの権利論の基底に位置づく「子ども論・子ども学」を多角的な視点から分析検討するという本研究は、「研究目的」で触れたように、柱的な論点・問題枠組みをひとつずつ検討していくこととする。すなわち、「子どもの権利論における子ども論」、「領域別子ども論」、「自律 他律(構造)」、「普遍 特殊」、「リアル 言説」という論点・問題枠組みである。

(2) これらの論点を分析検討するにあたっては、問題状況の把握に伴う、資料収集(各種関連文献および、統計資料等)とともに、副次的に関係諸機関への聞き取り、訪問や関連学会、研究会への出席も行う予定である。次に収集された各種資料やデータの読み込み・整理を進める。その際に、問題設定 - データ収集 - データ分析 - 執筆の各過程を同時進行的に進める手法である社会学などで用いられる「漸次構造化法」(佐藤郁哉『フィールドワークの技法』2002、新曜社)なども使用しつつ、検討を進めていく。

4. 研究成果

(1) 初年度(平成24年度)は、上記 - の本研究における柱的な論点・問題枠組みの各論点に結節するような意図を持って、主とし

て文献資料を収集し、そこでの個別論点を整理することを基本目標とした。「子どもの権利論における子ども論」に関しては、まずは子どもの権利論の「前史」とも呼ぶような子ども処遇思想を簡単に振り返った。具体的には、国家主義的な教育論・子育て論(プラトン)、親の教育の自由を強く主張する議論(ロック)、子どもの自由を特に強調する子ども解放論(ホルト)などである。次年度に備え、子ども論・子ども処遇思想の原型とも言えるような議論の特徴を整理するために、検討に資する資料・文献を収集した。「領域別子ども論」に関しては、まずは子ども論の種々の原型を作ってきた、歴史学における子ども論を整理した。特に、今や子どもの社会史の「古典」となりつつあるフィリップ・アリエスの議論やその批判者であるリンダ・ポロックなどの議論を整理した。「自律 他律(構造)」および「普遍 特殊」に関しては、アリソン・ジェームズらが提起した提起する「子どもについての社会理論」の整理検討に努めた。その提起によれば、子ども存在を捉える視点として2つの軸が立てられる。そのひとつが、自律および他律につながる軸である。自律的な極として「行為主体性」「差異」「ボランティアズム」が置かれ、もう一方の他律的な極に「アイデンティティ」「構造」「決定論」が置かれる。もうひとつの軸が普遍化志向と特殊化志向という軸である。普遍化志向の極には「普遍主義」「グローバル」「継続性」が置かれ、特殊化志向の極には「特殊主義」「ローカル」「変化」が置かれる。「リアル 言説」に関しては、子ども論の類型化に役立つような議論を探索し、関連する文献を収集し、論点整理を行った。具体的には、「社会構成主義」に関する整理検討であった。

(2) 第二年度(平成25年度)は、初年度の資料収集・論点整理を踏まえて本格的な論点の検討に入った。同時に、本研究の深化に必要な範囲で、関係諸機関・関係者に対して聞き取りや訪問取材を第二年度において行った。「子どもの権利論における子ども論」に関しては、初年度に概括的に整理検討された「子ども処遇思想」が二十世紀以降の実際の子どもの権利論・権利思想とどのような関係になるのかを整理検討した。子どもの権利条約などの、実際の権利文書に内在する子ども論の実相を分析する作業も入れた。また、そうした関係が現代的視点から端的に見通せる問題である、児童虐待問題の実相をある程度実践的に理解しておくために、関係者に対して聞き取りを行った。「領域別子ども論」に関しては、前年度に行われる予定である子ども論に関する歴史学的整理枠組に沿う形で、社会学や心理学などの子ども論の整理を行った。特に、リベラルな子ども論(子どもの権利論)の底流にあると言われるジャン・ピアジェの議論を整理し、それが子ども論と

してどのような位置づけになるのかを検討した。「自律 他律(構造)」および「普遍 特殊」に関しては、上記ジェームズの業績のさらなる検討、すなわち、自律かつ普遍志向である、子どもを有能視した「マイノリティグループとしての子ども(Minority group child)」、他律かつ普遍志向である、汎社会的に存在する子どもという「社会構造的な子ども(Social structural child)」、自律かつ特殊志向である、子どもを非常に特殊な「部族・民族」として捉える「部族としての子ども(Tribal child)」、他律かつ特殊志向である、特定の社会、特定の時代の構造に規定されきってしまう「社会的に構成された子ども(Socially constructed child)」という、四つの想定グループのさらなる検討を行った。「リアル 言説」に関しては、社会構成主義が提起する「言説化」「解釈」「社会的実践としてのコミュニケーション」などの問題が、上記子ども論とどのような関係にあるのかを本格的に検討した。

(3) 最終年度(平成26年度)では、本研究の全体的なまとめを行った。残された課題を剔抉する。さらに、資料の蓄積・準備として不十分な領域に関する追加の文献・資料の収集、関係諸機関・関係者への追加的聞き取りなどを行った。さらなる課題検討のために、平成27年度より、科学研究費基盤(C)「子育て・教育に関わる基礎理論としての社会的規範理論の構築」(研究課題番号:15K03083)を獲得している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

大江洋, 「子どもの権利をめぐる関係性のありよう」, 神戸法学, 査読あり, 62 巻 1・2号, 2012, 355-379.

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大江 洋(OE Hiroshi)

岡山大学・大学院教育学研究科・教授

研究者番号: 80308098

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし